

旧「FX - Bridge に関する取り決め事項」

お客様が国泰キャピタルの外国為替証拠金取引(以下「FX - Bridge 取引」という。)を行うに際して、基本的な取り決めである外国為替証拠金取引約款 書(以下「契約約款」という。)の補足的細則である「FX - Bridge に関する取り決め事項」(以下「取り決め事項」という。)を定めます。

第1条 FX - Bridge 取引の利用

契約約款に基づいて定められた範囲内において以下の事項に全て該当する場合のみ、FX - Bridge 取引の利用を認められるものとします。

- 1 お客様が FX - Bridge 取引に係る「契約約款」「取り決め事項」「外国為替証拠金取引説明書(以下「取引説明書」という)」その他事前に交付された全 々の書類を熟読し、内容を十分に理解し、国泰キャピタル指定の書面に必要事項を記載した上で FX - Bridge 取引の申込みを行い、国泰キャピタルにおける所定の審査手続を経て承諾された場合。
- 2 お客様が入力した口座番号、ユーザーネーム及びパスワードが国泰キャピタルによって承認された場合。

第2条 口座番号、ユーザーネーム、パスワードの管理

契約約款に基づいて発行される口座番号、ユーザーネーム及びパスワードはお客様の責任において管理され、常にお客様本人が使用するものとし、第三者に開示、貸与若しくは譲渡しないものとします。お客様のユーザーネーム及びパスワードが第三者に使用され FX - Bridge 取引が行なわれたときはいかなる場合であっても、その結果生じた一切の責任について国泰キャピタルは免責されるものとします。

第3条 FX - Bridge 取引のサービス内容

- 1 国泰キャピタルは、取引説明書に定めるところにより、お客様に対して FX - Bridge 取引のサービスを提供するものとします。
- 2 契約約款、取り決め事項、又は前項に基づく FX - Bridge 取引についてお客様に提供するサービス内容に関してはお客様に事前に通知することなく、追加、削除、又は変更する場合があります。

第4条 使用機器及び回線

FX - Bridge 取引はコンピュータネットワーク網(インターネット)を使って行われます。したがって、お客様が FX - Bridge 取引を利用する場合 にあたっては、国泰キャピタルのホームページ上に掲載した国泰キャピタルが推奨する FX - Bridge 取引に適した端末機器やモデムとの接続回線、FX - Bridge 取引に適したソフトウェアプログラム並びにインターネット接続会社(プロバイダー)との契約をお客様の責任で準備するものとします。

第5条 FX - Bridge 取引の受付

- 1 お客様が FX - Bridge 取引を利用して行う売買注文については、お客様が所定の入力画面において注文内容の入力を行った後、お客様が確定の入力を行い、国泰キャピタルにおいてその入力の受信を確認した時点で注文の受付が成立したものとします。
- 2 電話による売買注文については国泰キャピタルがお客様を代行して所定の入力画面において注文内容を入力したのち、お客様の承認を得て確定の入力を行います。その後国泰キャピタルにおいてその入力の受信を確認した時点で注文の受付が成立したものとします。

第6条 注文の有効期限

- 1 当社の FX-Bridge を通じてお客様が発注される成行注文以外の注文の有効期限は、全て GTC (Good Till Canceled = 取消されるまで有効) 扱いです。つまり、発注後にお客様の注文が執行されるまで、又はお客様が当該注文の取消を入力され、そのお客様の 意思表示が当社によって認知されるまで有効注文として生きております。
- 2 営業日(土、日、元日を除く)の取引終了時刻とはニューヨーク外為市場午後5時(週末は国泰キャピタルが別途定める時刻)とする。ただし、ニューヨーク外為市場が休場の場合には東京外為市場午後5時とする場合がある。

第7条 注文の取消・変更

- 1 お客様は FX - Bridge 取引を利用して行った売買注文について、未約定注文である場合に限り、FX - Bridge 取引を利用して取消、変更を行うことができます。
- 2 回線の通信速度、障害又は通信環境の変化に起因する受発注の遅延にともない、前項の取消、変更処理が完了しないことによる損害等について、国泰キャピタルは一切の責任を負わないこととします。

第8条 注文の執行

- 1 お客様が FX - Bridge 取引を利用して売買注文を行い、国泰キャピタルが受信確認した後、当該注文は執行されることとなります。
- 2 お客様の責に返すべき事由によりお客様の意思に反して約定した売買注文について、国泰キャピタルは一切責任を負わないものとします。
- 3 お客様が FX - Bridge 取引を利用して行った売買注文について、以下の事項いずれかに該当する場合、国泰キャピタルは決済に必要な反対注文以外の全ての注文の執行を行わないものとします。ただし、国泰キャピタルが必要と認めた場合はこの限りではありません。また売買注文による取引が成立しないことにより生じる損害について、国泰キャピタルは一切その責任を負わないこととします。
 - (1) お客様の取引口座の取引証拠金に何らかの事情で不足が生じている場合。
 - (2) お客様が FX - Bridge を利用して行った売買注文の内容が、法令、事務ガイドライン等そ

の他の諸規則等に反するものであった場合。

(3) その他、国泰キャピタルが不相当と判断した場合。

4 通常のマーケット環境下においては、原則的に指値どおりの約定となりますが、ビッグ・サプライズとなる重要経済指標の発表時や当局による市場介入時等において、激しい相場変動に見舞われた時、ストップ・ロス・オーダー及び逆指値注文等は、設定価格での約定とならない場合があります。

第9条 売買注文成立の確認

お客様は売買注文の成立若しくは不成立を、FX - Bridge 取引の画面を利用して確認できるものとします。またお客様は FX - Bridge 取引を使用して売買注文を行った場合には成立の有無を必ず確認するものとします。

第10条 スワップ金利の確認

取引システム上に表示されているスワップ金利は、ニューヨーク外為市場午後5時日本時間午前7時(米国冬時間採用)、又は午前6時(米国夏時間)にお客様が保有しているポジションに対して付与され、即刻証拠金預金に加算されます。その様な訳でポジション決済時には、為替取引差損益のみが証拠金預金に反映されることとなります。

第11条 取引証拠金の入出金

1 お客様の取引証拠金の入出金については契約約款及び取引説明書によるものとしますが、出金依頼については国泰キャピタル宛に出金依頼書を送付して行うこととします。

2 お客様は FX - Bridge 取引を利用して売買を行うにあたって、お客様は国泰キャピタルの指定する金融機関における所定の口座に振込送金する方法により 取引証拠金の入金を行うものとします。FX - Bridge 取引は、国泰キャピタルが当該口座への取引証拠金の入金を確認し、当該入金処理を終了した時から 取引が可能となります。

3 FX - Bridge 取引の出金取消については、国泰キャピタルが別途定める時間内においては電話及び FAX にてお受けします。

4 入金処理には時間がかかる場合があり、これに起因して発生したお客様の損害につきまして 国泰キャピタルは一切の責を負わないこととします。

第12条 連絡方法

取引に関する通常の連絡方法として、国泰キャピタルはお客様が口座開設申込時に登録した方法、番号に連絡をいたします。

第13条 電話等による注文

正常に FX - Bridge 取引が利用できる場合における、国泰キャピタルへの電話等の手段による注文に関しては、FX - Bridge 取引手数料の違いや、時間による注文の制限、及び注文受付のタ

イムラグ等が生じることがあります。

電話などによる注文は、お客様の口座番号、ユーザーネーム、パスワードをすべて確認できる次第行います。上記の情報のいずれが確認できない場合は、電話での注文の指示はお受けいたしません。

第14条 システム障害

1 FX - Bridge 取引においてシステム障害が発生し、お客様が FX - Bridge 取引を利用できなくなった場合には、国泰キャピタルがお客様の情報を把握できずお客様の不利益になる場合には、電話での注文の指示はお受けいたしません。

2 国泰キャピタルは FX - Bridge 取引のシステム障害発生時に緊急を要する連絡事項がある場合は、ウェブサイト等に告知するよう努めることとします。

第15条 機器の障害

1 お客様の使用する端末機器及び通信回線に不具合が生じた場合はお客様の責任において復旧することとします。

2 国泰キャピタルはお客様の端末機器及び通信回線に不具合が生じている間の売買注文などの入力時等に発生した不利益については、一切その責任を負わないものとします。

第16条 FX - Bridge 取引の利用の制限及び解除

国泰キャピタルは下記のいずれかに該当する場合に、お客様の FX - Bridge 取引の利用を制限又は解除できるものとします。

1 お客様の国泰キャピタルに対する取引証拠金が無くなった場合。

2 国泰キャピタルが FX - Bridge 取引を廃止した場合。

第17条 サービス内容の変更

FX - Bridge 取引に関して、FX - Bridge 取引時間、利用可能な取引方法、単位、証拠金額などのサービス内容やその範囲の追加、削除、及び変更については、国泰キャピタルはお客様に対し国泰キャピタルのホームページ上で通知するなどの方法により連絡しますが、事前にお客様に通知する事なく追加、削除又は変更を行う場合があります。

第18条 取り決め事項、契約約款並びに取引説明書の訂正と承認

1 取り決め事項、契約約款並びに取引説明書は関係法令又は諸規則等の変更、監督官庁の指示、指導若しくはその他必要が生じた時に変更されることがあります。

2 取り決め事項、契約約款並びに取引説明書の内容が改定された場合、又は FX - Bridge 取引に係るサービス内容が変更された場合、国泰キャピタルはその内容を国泰キャピタルのホームページ等で通知するものとします。

3 前項に基づくホームページ等での通知後にお客様が FX - Bridge 取引の建玉の反対売買以外

のお取引をされた場合においては、取り決め事項、契約約款並びに取引説明書の改定又はFX - Bridge 取引に係るサービス内容の変更を承認の上なされたものとします。

4 国泰キャピタルは最新の取り決め事項、契約約款、及び取引説明書の全文を国泰キャピタルのホームページ等に掲示することとします。

第19条 FX - Bridge 取引残高報告書等書類の閲覧

1 国泰キャピタルからお客様への取引内容等の報告はお客様の取引画面の中で行うものとします。

2 お客様への報告の記載内容等に不審な点がある場合、お客様は取引日から1ヶ月以内に国泰キャピタルに連絡をするものとします。

第20条 FX - Bridge 取引内容の確認

FX - Bridge 取引を利用しての売買注文内容等について、お客様と国泰キャピタルとの間で疑義が生じたときは、お客様が入力されたデータの記録内容並びに電話での売買注文の場合は録音記録内容をもって処理するものとします。

第21条 取得情報の個人利用

お客様は、FX - Bridge 取引を利用して得られる数値、ニュース等の情報を、お客様の取引目的のみに利用するものとし、第三者への情報提供、営業目的の利用、情報の加工または再配信等、お客様の個人利用以外を目的とした利用を行ってはならないものとします。

第22条 その他

取り決め事項に定めのない事項又は、取り決め事項の履行につき疑義を生じた場合は、契約約款及び関係法令等に従うほか、双方誠意を持って協議し円満解決を図るものとします。

以上

[Top ...](#)